

はしがき

佐賀大学、九州大学を経て、九州国際大学に勤務し、2012年に40年余の大学教員生活を終えた頃、私は君が代訴訟や政教分離訴訟等の精神的自由権、あるいはいわゆる法人の人権などの人権総論の分野を主な研究対象としていた。そして退職後も少しずつでもそうした研究を継続したいと思って、判例集や法学専門誌に目を通し続けてきた。そうした関心は現在でも変わらないが、本文中にも書いているように、法学部の憲法講義の担当者という肩書きがはずれてしまうと、それ以外の分野にも自然と関心が広がり、退職後は憲法学プロパーの論文以外にも幾つかの論文を書いた。それらは我が国の研究分野の分類でいえば、行政法や労働法に関するものであるが、本書は私の退職前後の論文のうち、上述の精神的自由権や人権総論についての論文3編と行政法に関する論文3編を選んで一書にしたものである。

まとめてみると精神的自由権や人権総論に関する論文も憲法学的テーマについて自治体が争訟の当事者となった事例を扱ったものであり、また行政法に関する論文でもプライバシー、表現の自由、思想・良心の自由などの憲法学的テーマや国家賠償、公務員の身分保障、地方自治組織などの憲法に関わるテーマをめぐる自治体と公務員や住民との争訟が主たる検討対象となっているため、本書の表題を『憲法と自治体争訟』とすることにした。ただ第6章の『「法人の人権」に関する一考察」のみは自治体と関わりのないものであるが、それまでの5章は上述のように自治体に関わる争訟の憲法学的、行政法学的な研究であるとともに、副次的には、そうした争訟の判決を通して窺われる裁判官の判断・思考方法の現状や問題点の分析検討でもあり、その点では第6章も同様なので、合わせて本書に収めることにした。

なお6つの論文は発表時とは題名を若干変更したり、新たにサブタイトルを付したり、また紙幅を考慮して内容を部分的に手直し・短縮したりしている場合もあるが、当然基本的には発表時の論旨をそのまま維持している。発表時の原題名と初出誌は以下のとおりであるが、本書への収録を了承していただいた関係機関に感謝したい。

第1章 最近の最高裁の君が代訴訟判決の検討

九州国際大学法学会刊『法学論集』（以下単に『法学論集』）19巻3号 2013年3月

第2章 政教分離原則に関する最高裁の2つの判決

『法学論集』17巻3号 2011年3月

第3章 行政委員の報酬制度について

『法学論集』19巻1・2合併号 2012年12月

第4章 判例にみる公務員・教員の飲酒運転と懲戒免職処分

『判例地方自治』373号～381号（2013年11月号～2014年6月号）

この論文は初出誌の読者の便宜のため、判例登載誌を本文中に表記しているが、本書でもそのスタイルはそのままにしてある。

第5章 国家賠償事件等最近判例五題

『法学論集』20巻1・2合併号 2013年12月

第6章 「法人の人権」に関する一考察（上）

『法学論集』18巻1・2合併号 2011年12月

なお、（下）に相当する後半部分—第6章の「Ⅲ 強制加入団体（公益法人）をめぐる事件」—は本書のための書き下ろしである。

いわゆる後期高齢者に近づきつつある私にとって本書はおそらく最後の著書となるであろうが、ここに収めた6つの論文を書くに当たっての私の基本姿勢は、これまでと同様、ステレオタイプに陥らず、かといって、奇を衒わずに、ということである。そうした趣旨が実際に本書に僅かなりとも出ていれば、あるいはそうした趣旨を本書を繙いて下さる方に少しでも汲み取っていただければ、私としては望外の幸せである。

3つの大学における長い研究教育の期間中にはときにはいささか前途に不安を抱くことや才能の乏しさに気が萎えることもあったが、学内外の多くの方々のお世話とご好意で今日まで私なりに力を振り絞って学界の中で生活することができた。一々お名前は挙げないが、これまで支えて下さったそうした方々と家族に心から感謝したい。

なお本書で扱っている判例の収集については、熊本大学大学院法曹養成研究

科の徳永達哉准教授，名城大学大学院法務研究科の河北洋介准教授及び九州国際大学職員の赤司南さんに随分とお世話になった。加えて赤司さんには私の手書きの原稿をパソコンで整理するという面倒な仕事まで引き受けていただいた。こうした若い友人の好意と援助がなかったならば，本書が世に出ることはなかったであろう。

最後に私の二番目の著書である『一七世紀イギリス憲法思想史』以来一貫して私の著書の発行を担当し，世話して下さった法律文化社の秋山泰氏に深甚なる謝意を表するとともに，本書の細かい編集作業を担当して下さった同社の梶原有美子さんに感謝したい。

2014年9月15日

安藤 高行